千葉市保育士等給与改善事業　留意事項（R６施設型・地域型共通）

千葉市保育士等給与改善事業補助金の職員現況調書（職員名簿）・算出内訳表作成にあたり、重要な部分や間違いやすい部分を抽出して説明しています。必ずご確認の上記載願います。

なお、本留意事項やQ＆A、申請書等の様式内で、本事業による給与上乗せ分を「千葉市手当」と表示しております。

**１　職員現況調書（職員名簿）**

当初申請の際は当該年度の4月1日時点の情報で、年度末の実績報告の際は当該年度の３月３１日の情報で作成をお願いします。

①職種欄、勤務形態欄

人数カウントを簡単にするため、なるべく下記の順番で入力してください。

|  |
| --- |
| 認定こども園の場合  園長　施設長　副園長　教頭　主幹保育教諭等　指導保育教諭等　保育教諭等　保育教諭等（常勤的非常勤）　保育教諭等（短時間）　助保育教諭等　講師　要件緩和対象　教育・保育補助員　保健師　看護師　准看護師　栄養士　調理員　事務職員　その他（その他の場合は、備考欄にその職種を入力してください。） |
| 保育園・地域型保育事業所の場合  園長　施設長　管理者　主任保育士　保育士　準保育士　短時間保育士　家庭的保育者　要件緩和対象　保育補助　保健師　看護師　准看護師　栄養士　調理員　用務員　事務員　その他（その他の場合は、備考欄にその職種を入力してください。） |

「正」は正規職員、「パート」はパート職員や嘱託職員などの正規職員以外の職員です。

「常」は1日6時間以上かつ1か月20日以上勤務の場合です。

「非」は1日6時間未満または1か月20日未満勤務の場合です。

（例）１日８時間以上、１か月１７日勤務だと「非」

　　　　１日５時間以上、１か月２２日勤務だと「非」になります。

※給与改善対象者となる「常」は、１日６時間以上という条件と、１か月２０日以上という条件を両方満たす場合です。

※産休・育休・病欠期間は補助対象となりません。 (月途中から長期の休暇に入る場合はP4参照)。有給休暇は出勤したものとみなすことができます。

※勤務形態と対象者の記載方法

（認定こども園の場合）



（保育園・地域型の場合）



■(認定こども園)保育教諭等とは

　保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する職員です。（幼保連携型認定こども園の職員においては、2025年４月1日以降は、保育士資格と幼稚園免許状の両方を有している必要があります）

勤務形態により以下のように分類して入力をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する職員 | 常勤  （１日６時間以上かつ１ケ月２０日以上勤務） | 非常勤  （１日６時間未満または１ケ月２０日未満勤務） |
| 正（正規職員） | **保育教諭等** | ― |
| パート  （正規職員以外） | **保育教諭等（常勤的非常勤）**…延長推進分・延長時間を含めないで常勤の要件を充たす場合 | **保育教諭等（短時間）** |
| **保育教諭等（短時間）**…延長推進分・延長時間を含めて常勤の要件を充たす場合 |

■(保育園・地域型)保育士、準保育士、短時間保育士

保育士資格が「有」の方を勤務形態により下記のように分類して入力をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保育士資格「有」 | 常勤  （１日６時間以上かつ１ケ月２０日以上勤務） | 非常勤  （１日６時間未満または１ケ月２０日未満勤務） |
| 正（正規職員） | **保育士** | ― |
| パート  （正規職員以外） | **準保育士**…延長推進分・延長保育時間を含めないで常勤の要件を充たす場合 | **短時間保育士** |
| **短時間保育士**…延長推進分・延長保育時間を含めて常勤の要件を充たす場合 |

■(認定こども園)助保育教諭等とは

幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、保育教諭等の職務を助ける職員です。

■(認定こども園)講師とは

保育教諭等又は助保育教諭等に準ずる職務に従事する職員です。

■(認定こども園)教育・保育補助者とは

保育士資格や幼稚園教諭免許を有していない人で、教育・保育の補助をしている職員です。

（教育・保育補助者で保育士配置要件緩和対象としている場合は、「要件緩和対象」を選択してください。要件緩和適用開始日をご記載いただきます）→要件緩和対象職員とする場合は、幼保運営課に誓約書を提出している必要があります。

■(保育園・地域型)保育補助とは

保育士資格が「無」で、保育に従事している職員は保育補助となります。

（保育補助者で保育士配置要件緩和対象【保育園・小規模型保育事業所**Ａ型**・保育所型事業所内保育事業所・認定こども園】としている場合は、「要件緩和対象」を選択してください。要件緩和適用開始日をご記載いただきます）→要件緩和対象職員とする場合は、幼保運営課に誓約書を提出している必要があります。１日６時間以上・かつ月２０日以上勤務という条件を満たしている場合は、適用開始日から千葉市手当の対象となります。

■保健師・看護師・准看護師

・保育園、幼保連携型認定こども園については、令和５年度から、乳児の在籍人数に関わらず、看護師等を１人に限り保育士としてみなすことができるようになりました（従前は乳児が４名以上在籍している場合に限り、保育士としてみなす）。

・しかし、乳児の在籍が３名以下の保育所等の看護師には、以下の要件が課されることとなります。

①保育士との合同保育を行うこと。

②保育に係る一定の知識や経験を有すること。

→　具体的には、勤務経験が概ね３年以上又は子育て支援員研修（地域型保育コース）の受講

・乳児の在籍が４名以上の保育所等の看護師においても、勤務経験が概ね３年に満たない場合は、子育て支援員研修（地域型保育コース）の受講を勧奨すること。

・小規模保育事業所Ａ型・Ｂ型、事業所内保育事業所については、入所児童数問わず、保健師・看護師・准看護師1名に限り保育士とみなすことが可能です。

この場合、職種欄には「保健師・看護師・准看護師（みなし保育士）」等を選択して下さい。

②採用年月日、退職等年月日欄

日付の入力は、「R5.4.1」という形式でお願いします。

幼保運営課では、皆様に入力して頂いたデータを、人数や期間を計算するデータベースに貼り付けして集計しますので、以下のように入力してしまうと、きちんと計算されませんのでご注意願います。

【NG例】

「R.5.4.1」…元号の後ろに「．」がある。／「R5.4.1.」…日にちの後ろに「．」がある。

「R050401」「R5　4　1」…「．」が無い。／「050401」、「05 4 1」…元号や「．」が無い。

※「,」カンマ使用不可です。「．」ドットで入力してください。参考までに、「ｒ5.4.1」（ｒが小文字）で入力してエンターキーを押しても「R5.4.1」に変換されます。

③備考欄

|  |  |
| --- | --- |
| 認定こども園の場合  学級編制調整加算の対象の人は「学級編制」、チーム保育加配加算の対象の人は「チーム保育」、配置基準補助金の対象の人はそれぞれ「基本分」、「３歳未満児」、「産休明け」、「１・２歳児」「障害児」と、一時預かりに従事する人は「一時預かり」、延長保育に従事する人は「延長保育」と入力してください。 | 保育園・地域型保育事業所の場合  主任保育士は「主任」と、配置基準補助金の対象の人は「基本分」、「３歳未満児」、「産休明け」、「１・２歳児」「障害児」と、一時預かりの補助金対象の人は「一時預かり」、と入力してください。 |

産・育休取得の場合は「R1.6.1～産休・育休」などと入力してください。その場合、退職等年月日欄に、育休や産休の前日の日付「R1.5.31」を入力してください。

④給与改善対象者一覧

名簿に必要事項を入力いただくと、「給与改善対象者」欄に「○」が自動入力されます。「○が入力される」給与改善対象者は、以下の職員になります。(カッコ内は状況により異なる。)

■認定こども園の場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 勤務形態 | | 保育士・幼稚園資格 | その他  資格 | 要件緩和適用開始日 | 採用等  年月日 | 退職等  年月日 | 備考 |
| 園長 | 正(パ) | 常 | 保育士資格が必要 | ←幼保連携型は幼稚園免許のみで可 |  | R○.○.○ |  |  |
| 副園長・教頭 | 正(パ) | 常 | どちらか |  |  |  |  |
| (主幹・指導)保育教諭等 | 正(パ) | 常 | どちらか |  |  |  |  |
| 保育教諭等  (常勤的非常勤) | パ | 常 | どちらか |  |  |  |  |
| 保育教諭等(短時間) | パ | 常 | どちらか |  |  |  | 通常＋延長 |
| 要件緩和対象 | 正(パ) | 常 | 無 | 小学校・養護教諭・無し（空欄） | R○.○.○ |  | (通常＋延長) |
| 保健師・看護師・准看護師（みなし保育士） | 正(パ) | 常 | 無 | 保健師・看護師・准看護師 |  |  |  |

■保育園・地域型保育事業所の場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 勤務形態 | | 保育士  資格 | | その他  資格 | 要件緩和適用開始日 | 採用等  年月日 | 退職等  年月日 | | 備考 |
| 園長  （施設長・管理者） | 正(パ) | 常 | | 有 |  |  | R○.○.○ | |  |  | |
| 主任保育士 | 正(パ) | 常 | | 有 |  |  |  |  | |
| 保育士 | 正 | 常 | | 有 |  |  |  |  | |
| 準保育士 | パ | 常 | | 有 |  |  |  |  | |
| 短時間保育士 | パ | 常 | | 有 |  |  |  | 通常＋延長 | |
| 要件緩和対象 | 正(パ) | 常 | | 無 | 幼稚園・小学校教諭・養護教諭・無し（空欄） | R○.○.○ |  | (通常＋延長) | |
| 保健師・看護師・准看護師（みなし保育士） | 正(パ) | 常 | | 無 | 保健師・看護師・准看護師 |  |  |  | |
| 家庭的保育者 | 正 | 常 | | (有) |  |  |  |  | |

⑤月途中の採用退職・長期休暇について

給与改善の対象は、毎月**1日時点**で在職する職員となります。

例：1１月２日以降に採用となった職員、長期休暇から復帰した職員→1２月分より対象。

※1日時点が日曜・祝日等で実際の勤務が2日からの場合も、雇用契約日が1日付であれば対象とします。

月途中退職・長期休暇の場合でも、満額支給とすることができます。（ただし、園の判断で、日割支給等にした場合は、支給した分が補助対象となります。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 採用（長期休暇復帰）日 | 退職（長期休暇開始）日 | 対象 |
| R６.11.1 | ― | 11月分から |
| R６.11.2 | ― | 12月分から |
| R６.11.1 | R６.12.15 | 11月分・12月分 |
| R６.11.2 | R６.12.2 | １２月分 |

※いずれの場合も常勤（１日６時間以上かつ月２０日以上）の雇用契約があることが前提です。

※月の途中から無給の長期休暇を取得し、当該月内に復帰する場合でも、１日６時間以上かつ月２０日以上の勤務に満たない場合は、補助対象となりません。

**2 内訳書（１）（２）　様式の例は保育園・地域型用となります。**

当初申請時は入力不要です。実績報告時は実際の手当額等によりご入力をお願いします。

以下の例は実績報告用の様式ですので、当初申請用の様式は異なります。

（１）手当額（法定福利費除く）の入力

法定福利費を除く千葉市手当額を一律としている場合は、黄色セルに手当額を入力して下さい。

※当初申請は一部の園を除いて30,000円が入力されております。



※法定福利費を除いた手当額の月額単価が職員・月により異なる場合



※法定福利費を除いた手当額が異なる職員が居る場合は、黄色セル内に『別添賃金台帳参照』と入力し、千葉市手当合計欄(右列)には各月の法定福利費を除く合計額を直接入力して下さい。（書式には計算式が入っていますが、上書き入力して構いません。）

各月、左列の職種の分類ごとに、それぞれの合算数値をご記載願います。

（２）手当額（法定福利費含む）の入力



内訳書（１）で入力した内容が反映されますので、黄色シート内に、

『千葉市手当が支給されることに伴う対象職員の法定福利費の増額分（事業者負担分）』の額を記載して下さい。

各月、左側に示した対象職員の分類別に、それぞれの合算数値をご記載願います。

分類は、保育園／幼保連携型認定こども園／幼保連携型以外の認定こども園でそれぞれ異なりますので、実際の様式に従ってご入力願います。

標準報酬月額が増額改定された場合、新規園等は最初の3か月の法定福利費比率は0.9%、それ以降が10～20％程度となります。（全体の比率は増額改定者の比率等により異なります。）

**３ 毎月の千葉市手当支払い実績及び職員異動届等について**

　千葉市手当支払い実績につきましては、対象者及び各月の金額を別途賃金台帳等添付の上、ご報告いただきます。また、千葉市手当支給にあたり、未提出園及び新規開設園は千葉市手当についての規定を設けて給与規程（下記５）をご提出ください。なお、当初申請以降に採用した保育士や幼稚園教諭がいる場合、①職員異動届及び②保育士証または③幼稚園教諭免許状の提出をお願いいたします。

**４ 給与規程の改正について**

　給与規定に千葉市手当支給に関する規定がない場合は、補助開始月分の給与から給与改善が行われるよう、給与規程の改正をお願いします。

　給与改善による上乗せ分については、原則、「千葉市手当」という名称を使用してください。

（例）給与規程

第○条（給与の種類）　給与の種類は次のとおりとする。

（１）本俸、（２）〇〇手当、（３）〇〇手当、（４）〇〇手当、（５）〇〇手当、（６）〇〇手当、

（７）〇〇手当、（８）〇〇手当、（９）〇〇手当、**（１０）千葉市手当**

**５　賞与の算定、時間外勤務手当の算定について**

　賞与の算定に、千葉市手当を含める必要はございません。時間外勤務手当の算定においては、千葉市手当を含めて計算することになりますが、支給額の30,000円/月を充てることはできません。（申し訳ございませんが、時間外増加分は、各園様のご負担になります。）

（※）時間外勤務手当の計算から除外できる手当（労働基準法施行規則第２１条）

　家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（千葉市手当はどれにも当てはまりません。）

**６ 賃金台帳等への記載方法について**

「千葉市手当」分ということが分かるように記載してください。（法定福利費の増加分は、千葉市手当の概ね１５％（１０％～２０％程度）となると思います。それを超える場合はご相談ください。）



①賃金台帳等への記載



②①以外の帳簿への記載

（事業者のみが負担するもの）

千葉市保育士等給与改善事業Q＆A

Q１　補助対象となる「常勤」職員とは?

A１　１日６時間以上かつ月２０日以上勤務する職員をいいます。配置基準改善事業補助金では、園で定める常勤時間数を用いますが、当補助金では上記の勤務形態を常勤と定義します。

Q２　派遣職員は支給対象となるのですか。

A２　対象となりますが、派遣元の方針で、手当を受け取らないこともあるようです。派遣元とよく調整してください。また、給与支払いへの反映が困難である等の理由により、園の判断で支給しないとしても構いません。

　対象とする場合には、給与改善を行ったことが確認できる書類の作成を派遣元に依頼する等して作成してください。実績報告の際や、監査（給与改善事務が適正に行われているかを、千葉県担当が各園に出向いて行う予定の監査です。時期等は未定です。）の際に必要となります。

Q３　本来出勤する曜日が祝日になっていると、勤務日数が２０日に届かない月があるのですが。

A３　祝日に出勤したものとしてカウントして頂いて構いません。

Q４　保育士資格又は幼稚園教諭免許を有していて、毎年保育・教育業務に専任していたのですが、当園の事情により、今年度は事務と保育・教育業務を兼任することになりました。保育・教育業務のみでは１日６時間以上にはならないのですが、事務を含めると１日６時間以上かつ月２０日以上の勤務となります。この場合、対象になりますか。

A４　園の事情により、設問のような状態にある場合には対象としても構いません。その場合、職員現況調書の職種欄を「保育士」「保育教諭等」等に修正し、備考欄に「保育及び事務」、「教育及び事務」等と記載してください。

Q５　役員を兼務している場合も対象となりますか。

A５　１日6時間以上かつ月20日以上の教育・保育に従事していれば対象となります。ただし、通常の職員と同様に、賃金として会計処理することを要します。役員報酬への上乗せは認められません。

Q６　社会保険（年間130万円又は106万円）や所得税（年間１０３万円）の扶養適用関係で、千葉市手当の受け取りを断る職員がいるのですが支給しなくてもよいですか。

A６　そのような事情等により、本人が支給を望んでいない場合は支給しなくても構いません。

Q７　普段は1日６時間以上かつ月２０日以上勤務している非常勤職員について、夏休み期間中は登園する児童が少ないために出勤日数・時間を減らし、１日６時間以上かつ月２０日以上の勤務という条件を満たさない場合、その期間中も補助対象となりますか。

A７　なりません。ただし、その期間に有給休暇を充てて、１日６時間以上かつ月20日以上勤務していると見なせる場合は対象となります。

Q８　職員に異動があった場合はどうすれば良いですか。

A８　職員異動届と職員現況調書を提出してください。

Q９　新規園、新たに給与改善事業対象の園に移行して園で、給与規程の改正が千葉市手当の支給開始までに間に合わないのですが、どうすればよいですか。

A９　開園または移行後の改正でも構いませんが、できるだけ早く改正をお願いします。

Q１０　給与明細等において、「千葉市手当」という名称を必ず使用しないといけないのですか。

A１０　複数自治体の独自手当に対応するために、「エリア手当」等の名称としても構いません。

Q１１　賃金台帳等の社会保険料控除欄で、千葉市手当による法定福利費増加分を「健康保険料（千葉市手当分）」等と、分けて記載しなければなりませんか。

A１１　計算上の課題、給与システム上の課題など様々な課題があり、非常に困難であるとのご意見が多く、千葉県と調整した結果、千葉市手当による法定福利費の増加分を各保険料に含めて記載して良いことになりました。

（↓日本私立学校振興・共済事業団の場合）



Ｑ１２　給与改善額（千葉市手当額）は園が決めて良いのですか。

Ａ１２　はい。法定福利費の増加分を考慮し、各園で手当額を決めてください。

（千葉市手当による法定福利費の増加額）÷（千葉市手当額）は概ね15%（10～20％）となります。この数値の範囲外になる場合はご相談ください。なお、実績報告において、対象者全員分の千葉市手当額合計に加え、法定福利費の増加額、法定福利費比率も算出していただきます。

＜支給イメージ＞

（１）職員１人あたりの支給イメージ

（２）対象者全員合計の支給イメージ（（１）の合計）

Ｑ１３　千葉市手当による全員分の法定福利費の増加分の計算はどのように行えばよいですか。

Ａ１３　処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分、キャリアパス要件分）でも、処遇改善等加算額に対する法定福利費増加分を報告していただくと思います。その際の計算方法により計算してください。園により計算方法は違うようですが、詳細な計算方法は指定いたしません。ただし、法定福利費比率が高いと考えられる場合（目安は２０％以内）にはご相談願います。　なお、１人１人の法定福利費増の実績値の報告は求めておりません。

Ｑ１４　１人１人の標準報酬月額や標準報酬月額（等級）から、合計が30,000円になるように１人１人の法定福利費増加分と千葉市手当額を計算し、１人1人別々の千葉市手当額を支給しても良いですか。

Ａ１４　計算できなくはなく、そのようにしても構いませんが、計算が非常に複雑になり、実績報告の際も手間がかかると思いますのでお勧めはしません。全員に同額を支給することを原則としてください。

Ｑ１５　随時改定がされる前は、法定福利費の増加分も少ないため、千葉市手当額を増やしても良いですか。

Ａ１５　例えば、平成２９年１０月～平成３０年１月分の報酬月額の平均月額に該当する標準報酬月額が、従前の等級との間に２等級以上の差が生じる場合には、平成３０年１月から保険料が改定【随時改定】されますが、平成２９年１０月から１２月分までの千葉市手当額を他の月より増やすことはできなくはないです。

　ただし、給与規程に細かく規定する必要があることや、人によっては、随時改定後の保険料が、他の月の千葉市手当額の場合よりも高くなることや、実績報告の計算が面倒になること等が予想されますのでご注意願います。

Q１６　来年度以降も事業を続けるのですか。

A１６　来年度以降も事業を継続します。（千葉県による市への補助も継続されます。終期は未定です。）

Ｑ１７　千葉市保育士等給与改善事業に対する千葉県の補助率、補助額はどうなっていますか。

Ａ１７　千葉県の補助率は、政令市は下表のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 補助率 | 補助額 |
| 千葉県補助 | 1/4 | 7,500円 |
| 千葉市補助 | 3/4 | 22,500円 |
| 合計 |  | 30,000円 |

Q１８　毎月支給しなければなりませんか。３月分を、年度をまたいで４月に支給することはできますか。

Ａ１８　毎月支給してください。また、３月分の千葉市手当は３月末（当該年度内）までに支給してください。非常勤職員や「正規職員で、労働月の翌月に給与を支給する場合」も、原則、４月から翌年3月までの期間で毎月分支給してください。この場合、年度内の月のどこかで２か月分まとめて支給してもかまいません。

上記のように調整を行わない場合、制度廃止となった場合に、その前月分の手当分を補助できなくなってしまいます。

Q１９　３月などに各月の残額分をまとめて支給することはできますか。

A１９　できません。例えば、千葉市手当を26,000円として支給し、法定福利費の増が234円だった場合、補助対象額は26,234円／月となりますが、基準額30,000円に対して3,766円の残額が出ることになります。この差額をまとめて年度のどこかで支給することはできません。（Q15参照）

Q２０　事前に翌月分や翌々月を支給することはできますか。

A２０　できません。（Q15参照）

Q２１　実績報告に添付する様式としてどのようなものを想定していますか。

Ａ２１　下記のようなものを想定しています。

　今年度は、随時改定が１月からということもあり、法定福利費の増が少なくなることから、法定福利費比率が低くなっても構いません。20％を超える場合はご連絡願います。

Q２２　千葉市手当額をいくらにしたら良いかの判断が難しいのですが。

Ａ２２　新規園等の場合は、年度開始後の定時改定が行われた際の法定福利費の増を予想・考慮して決定する方法が良いと思います。

また、処遇改善等加算Ⅱと千葉市手当両方の法定福利費の増を考える場合には、２段階に分けて考えることになると思います。まず、処遇改善等加算Ⅱだけで法定福利費の増を計算します。

その後に、処遇改善等加算Ⅱの上乗せをした後の給与を「改善前給与額」に入力して千葉市手当による法定福利費の増を計算してください。（計算順序を逆にすることも考えられます。）

なお、今までの処遇改善等加算Ⅰの法定福利費増と同様の算出方法により、千葉市手当の法定福利費増を算出しても構いません。（各園で計算方法が異なるとは思いますが、それでも構いません。）

Q２３　新規園等、初めて給与改善事業を行う場合、随時改定前の法定福利費の増の計算はどうしたらよいですか。

A２３　随時改定の前の月までは、原則、雇用保険料０．６％、労災保険料０．３％が増額分となります。（他にもありましたら加えてください。）

Q２４　千葉市手当によらない報酬月額の増により等級が上がる場合（時間外の増、千葉市手当以外の手当の増など）、随時改定の法定福利費の増の計算はどうしたらよいですか。

A２４　随時改定以降の法定福利費の増は、今までの処遇改善等加算Ⅰの法定福利費増と同様に、概算による算出方法で構いません。（各園で計算方法が異なるとは思いますが、それでも構いません。）

　しかし、より詳細に計算する場合には、下記による方法が考えられます。

（例）千葉市手当２万６千円を１０月から支給開始した場合

①１０月～１２月の平均報酬月額（千葉市手当支給前）による等級と４月～６月の平均報酬月額による等級（随時改定）の差を計算

　４月～６月の平均報酬月額　193,000円　１６等級

　１０月～１２月の平均報酬月額（千葉市手当支給前）　197,000円　１７等級

　この分の法定福利費の増は、千葉市手当は関係なく、残業代や園の手当額増などによる報酬増が原因ですので、補助金の申請はできません。

②１０月～１２月の千葉市手当による等級の差を計算

　１０月～１２月の平均報酬月額（千葉市手当支給後）

223,000円（197,000円＋26,000円）　１８等級

　この分の法定福利費の増（１７等級→１８等級）は、千葉市手当支給による報酬増が原因ですので、補助金申請ができます。